

「保護する責任」規範の伝播に関する考察

— ASEAN 諸国を事例として —

宮下大夢*

はじめに

国際関係におけるアクターの行動に影響を与える要素として、新たな規範⁽¹⁾が形成され伝播する過程を分析する研究は数多い。本稿でASEAN諸国を対象に検討する「保護する責任」(responsibility to protect)も規範形成が試みられている規範的概念⁽²⁾の一つである。「保護する責任」とは、残虐犯罪(atrocity crimes)と総称される、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、民族浄化から人々を保護する国家および国際社会の責任を意味する。ルワンダやスレブレニツァといった内戦状況下で生じた残虐犯罪から国際社会が人々を保護することができなかった苦い経験から提唱された「保護する責任」は、2005年の国連総会首脳会合において国際社会の普遍的課題としてコンセンサスで承認され、その後も国連を舞台に実施に向けた議論が続けられてきた。

「保護する責任」は内政不干渉原則、つまり国家主権を大前提とする国際規範の変容を促すものとして注目を集めたが、パリス(Roland Paris)が指摘するように、その最終手段として実施される強制的な軍事介入は数多くの問題を

孕んでいる[Paris 2014]。とりわけ軍事介入の「選択性」や「二重基準」といった介入の意思決定に介在する恣意性をめぐる疑念や改善を求める要望は、国際社会全体に確認される一般的な動向である。特に2011年に「保護する責任」の適用事例として実施されたりビアへの軍事介入には様々な批判が寄せられ、半死状態の「保護する責任」を再生するためには軍事介入を切り離すことが必要であるとの指摘もなされた[Chandler 2015; Moriss 2016]。一方で、軍事介入を要する差し迫った状況になる前に、非強制的手段で残虐犯罪を予防する必要性については広く国際社会の支持が得られている。こうした状況を考慮すると、軍事介入ではなく、むしろ「保護する責任」の責任主体として想定されている、国連、地域機構、国家といった多様なアクターによる重層的な予防の取り組みが求められよう。

東南アジアにおける「保護する責任」の主要な責任主体は、地域協力機構である東南アジア諸国連合(ASEAN)と個別の国家である。しかしながら、最終手段として強制介入を許容する「保護する責任」は、内政不干渉原則を重視するASEANには馴染まないとされてき

*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程3年

た [Morada 2006; Dunn et al. 2010; 本多 2012]。「保護する責任」に関するASEANの役割を検討した先行研究や政策提言は少なくないが [Sukuma 2012; HLAP 2014], これまでASEANは同概念に関する正式な立場を示したことはない [Drummond 2011: 27]。2009年にはASEANの包括的な人権機関としてASEAN政府間人権委員会 (AICHR: ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights) が設立されたが, 内政不干渉を原則とするAICHRが東南アジア地域における「保護する責任」の主流化に貢献することは困難である [Kraft 2012; Sriprapha 2016]。それでは, ASEAN加盟国はそれぞれ「保護する責任」についてどのような態度を示してきたのだろうか。

2004年から2008年までの公式声明上の立場を明らかにしたベラミー (Alex J. Bellamy) とデービス (Sara E. Davies) の研究では, ASEAN加盟国のうちフィリピンのみが一時的に支持国に該当したと指摘している [Bellamy and Davies 2009]。2009年前後を対象とした先行研究では, 「保護する責任」の「現地化」(localization) の成否をめぐる対立する二つの議論が展開している。アチャリア (Amitav Acharya) が提示した規範の現地化とは, 現地アクターが現地の信条や実践と調和するように修正を加えたときに, 新たな規範が受容されることを示した規範伝播のモデルの一つである [Acharya 2009]。ベラミーとドラモンド (Catherine Drummond) は, 東南アジアでは強制介入を正当化しないように「保護する責任」概念が修正される一方で, 内政不干渉原則を緩和する形で現地化が進んでいると指摘する [Bellamy and Drummond 2011]。これに対して, カピー (David Capie) は, 東

南アジアに同概念を普及してきたのは外部アクターであり, 現地の支持者が存在しないため現地化は進んでいないと述べる [Capie 2012]。どちらがより説得力のある説明かを検討する余地はあるが, いずれにしても先行研究では総会決議が採択された2009年までに焦点を当てたものが多く, それ以降のASEAN加盟国の言説や制度的変化にまで着目したものは少ない。そこで本稿では, 2010年以降に着目して「保護する責任」の受容状況を明らかにする。

本稿ではASEAN加盟国の言説を分析した結果, インドネシアやシンガポールが「保護する責任」概念全体を支持しており, また2015年以降カンボジアが「保護する責任」を推進し始めるといった顕著な変化がみられた。加えて, カンボジア, インドネシア, タイの3カ国は「保護する責任」に関するASEANの役割に言及するようになっており, ASEANを中心とした同概念に基づく地域協力の推進に期待が寄せられる。

しかしながら, 東南アジアで初めて国内の「保護する責任」担当官⁽³⁾を設置したカンボジアについても, 国際社会から政府による人権侵害が非難されているフン・セン (Hun Sen) 首相が「保護する責任」の制度化を促進する意思が十分にあるとは考えにくく, 東南アジアにありがちな口約束で終わることもあり得る。ASEAN内で「保護する責任」を支持する加盟国は増加しつつあるが, そのほとんどが制度化を伴わない表面的な受け入れにとどまっており, 同概念に基づく地域協力はまだほとんど始まっていないのである。

1 「保護する責任」概念の変遷

新たな規範の伝播を分析する枠組みとして、フィンモア (Martha Finnemore) とシキンク (Kathryn Sikkink) が提示した規範のライフサイクル論がある。ライフサイクル論では規範が定着する過程を、規範の誕生、規範の伝播と受容、内面化の3段階に分けて説明する。第1段階では、規範起業家 (norm entrepreneur) と呼ばれるアクターが共感や利他主義を動機としてアイデアを提案し、他のアクターが受容するように説得を試みる。説得とは「アクターの行動が社会構造となり、アイデアが規範となり、主観が間主観になる過程」であり、受容とは規範を受け入れて最終的に制度化することを意味する [Finnemore and Sikkink 1998: 914]。

「保護する責任」の主要な規範起業家は、同概念を提唱した「介入と国家主権に関する国際委員会」(ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty)、2005年の首脳会合で承認されるように活動した諸国やコフィ・アナン (Kofi Annan) 前事務総長など、そして実施に向けて同概念を編集してきた潘基文 (Ban Ki-moon) 事務総長などが挙げられる⁽⁴⁾。これらの規範起業家の変遷に伴い「保護する責任」概念の修正や精緻化が図られてきたため⁽⁵⁾、ASEAN加盟国の受容状況を分析する前にその変遷内容を整理しておく。

1-1 「保護する責任」概念の承認へ

「保護する責任」概念は、2001年にICISSが公表した最終報告書『保護する責任』(以下、『ICISS報告書』)で初めて提唱された。ICISSは1990年代に生じた人道的介入⁽⁵⁾の正当性を

めぐる論争を背景に、アナン事務総長の要請に応じてカナダ政府が設置した委員会である。『ICISS報告書』は「責任としての主権」概念⁽⁷⁾に基づいて、人道的介入の権利の問題ではなく、国家主権の問題として人々の保護に関する議論を再構成した。つまり、国家主権は領域内の人々を保護する一義的な責任を負い、当該国家が責任を果たす意思や能力が欠如している場合は、国際的な保護する責任が内政不干涉原則に優先すると論じたのである [ICISS 2001: XI]。ただし、安保理が機能不全に陥った場合の選択肢として、NATO軍のコソボ空爆のように地域機構が軍事介入を実施して安保理が事後承認することを提案している [ICISS 2001: XIII]。ICISSが提唱した「保護する責任」概念は、主権平等や武力行使禁止原則などの規範を問い直す革新的な提案を含んでおり、結局のところ人道的介入の言い換えに過ぎないのではないかという疑念を生じさせた [Evans 2008: 56-59]。

その後「保護する責任」概念は、2005年の国連総会首脳会合で採択された『世界サミット成果文書』(以下、『成果文書』)に明記され、初めて国際社会の普遍的課題として承認された。第138項では、国家はジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、民族浄化から人々を保護する責任を負い、これらの犯罪の煽動と発生を防止しなければならないと、国際社会はこの責任を果たす国家を支援し、また早期警報の確立に向けて国連を支援しなければならないとした。

続く第139項では、国際社会は国連憲章第6章と第8章に従い人々を保護するための適切な外交的手段、人道的手段、その他の平和的手段を用いる責任を負い、平和的手段が不十分であ

り国家が人々の保護に明らかに失敗している場合には、関係する地域機構と協力しながら、第7章を含む国連憲章に従い、安保理を通じて時宜に適う断固たる方法で集団的行動を取る用意があるとした〔UNGA 2005: paras.138-139〕。これら二つの項は『成果文書』作成過程における外交交渉と駆け引きの結果であり、ICISSが提唱した「保護する責任」概念から大幅な修正が加えられている⁽⁸⁾。清水が指摘するように、『成果文書』の「保護する責任」概念は国連憲章体制との整合性を図る形で再定式化されたものであった〔清水 2014〕。

1-2 潘事務総長による「保護する責任」概念の編集と説得

2005年の承認以降、国連を舞台とする「保護する責任」に関する議論は衰退したが、2007年に就任した潘事務総長の積極的な取り組みによって再び活性化した。潘事務総長はエドワード・ラック (Edward Luck) を「保護する責任」担当事務総長特別顧問に任命し、2009年から毎年「保護する責任」に関する事務総長報告書を提出して、同概念の編集、つまり概念整理や実施手段の精緻化を行ってきた。また、国連総会では各年の報告書をテーマに「保護する責任」に関する議論を継続してきた。2009年には「保護する責任」を議題とする初の国連総会全体会合が開催され、2005年に次ぐ2度目の総会決議がコンセンサスで採択された。2010年以降は、全体会合ではなく非公式対話が毎年開催され、潘事務総長や特別顧問をはじめ、任意の加盟国や市民社会の代表が参加して、事務総長報告書に関する議論を行ってきた。

潘事務総長は「保護する責任」を実施に移す

ための「三つの柱」を提唱した。これはラック特別顧問の協力を得て、広く途上国の意見を取り入れ、また2005年の合意に沿う形で提唱されたものであった〔Madokoro 2015〕。三つの柱はそれぞれ「国家による保護責任」、「国際支援と能力構築」、「時宜に適う断固とした対応」から成り、「保護する責任」が主権を強化する概念であることや、「狭いが深い (narrow but deep) アプローチ」に基づくことを前提としている〔UNGA 2009: para.10〕。これは残虐犯罪のみを対象とする点で「狭い」が、国連システム、地域機構・準地域機構、加盟国、市民社会といった多様なアクターによる広範な予防・対応手段を用いる点で「深い」ことを意味する。

第1の柱は、国家による自国の人々の保護に関する内容であり、国家のレジリエンス構築⁽⁸⁾、人権の促進と擁護⁽¹⁰⁾、「保護する責任」担当官の設置など⁽¹¹⁾を手段とする。第2の柱と第3の柱はどちらも他国の人々の保護に関わるが、前者は非強制的な予防を、後者は軍事介入を含む対応を中心とする。第2の柱では、国家が責任を果たせるように国際社会が支援することを定め、その支援形態を、奨励⁽¹²⁾、能力構築⁽¹³⁾、国家に対する援助⁽¹⁴⁾の三つに分けて議論している。最後に、第3の柱では、国連憲章第7章下の強制措置を想定しつつも、安保理決議を必要としない第6章や第8章下の非強制的な対応を強調している〔UNGA 2012: para.59〕。

2013年にラックの後任として特別顧問に就任したウェルシュ (Jennifer M. Welsh) は、潘事務総長が加盟国の支持を集めるために取った戦略は、軍事介入に焦点を当てるのではなく、むしろ根本原因の予防や国家の能力構築を強調することであったと指摘している〔Welsh 2011〕。

つまり、潘事務総長は国連憲章体制との整合性の取れた『成果文書』の内容に依拠しつつ、予防的・非軍事的な手段の重要性と、それを実施する既存の多様なアクターの役割を示すことで、「保護する責任」概念の解釈や適用をめぐる論争の収束を試みてきたのである。

2 2009年までのASEAN加盟国の態度

タイを除くすべての国家が植民地支配を経験した東南アジアは、内政不干渉原則を重視してきた地域である。この原則は1976年に締結した東南アジア友好協力条約や2008年に制定したASEAN憲章で明文化されており、いわゆる「ASEAN方式」の中核的原則とみなされている。近年は「ASEAN方式」の変質を議論する研究が増加しているだけでなく [Katsumata 2004; Katanyuu 2006]、実際にAICHRの設立やASEAN人権宣言の採択といった人権の取り組みが進んでいる。しかしながら、冒頭で述べたように「保護する責任」概念は内政不干渉原則と対立するためASEANには馴染まないとの意見が多く、実際にASEANは公式見解を示していない。にもかかわらず、個別のASEAN加盟国に焦点を当てると、「保護する責任」概念の変遷に伴う態度の変化がみられる。そこで、本節では主要な先行研究の議論に基づき、2009年までの態度を整理する。

ベラミーとデービスは、2004年から2008年までの各国の立場を、支持国、関与国、傍観国、反対国の4つに分類している。支持国とは、2005年に「保護する責任」を積極的に支持しただけでなく、その後も同概念への支持を再確認し、実施を支援する意思を示してきた国家

である。ASEAN加盟国では、2004年から2005年のダルフール情勢に関する安保理会合で「保護する責任」を2度援用したフィリピンが唯一このグループに該当する。関与国とは、2005年に「保護する責任」を承認しその後も議論に参加してきたが、同概念の範囲や適用については依然として慎重な国家である。ここには2005年以降積極的な発言を控えたフィリピン、「保護する責任」の非強制的な側面を重視するシンガポール、同概念を支持する一方で、いつどのように国際社会が行動するかは慎重な議論が必要であると主張するインドネシア、2008年の安保理会合で同概念を肯定的に援用したベトナムが該当する。傍観国とは、『成果文書』を黙認または非難せずに同意したが、その後は「保護する責任」に関して沈黙を守ってきた国家であり、ある程度の賛同があると考えられるマレーシアとタイの他、より慎重なブルネイ、カンボジア、ラオスが該当する。最後に、反対国とは「2005年に保護する責任を承認せず、概念自体またはその後の実用化の試みを批判する傾向のある国家」であり、ミャンマーが該当するとう [Bellamy and Davies 2009: 551]。

2009年前後を対象とした研究では、ベラミーとドラモンドが東南アジアにおける「保護する責任」の現地化の進展を指摘している。両者は2008年のサイクロン・ナルギス後のASEANの対応と2009年の「保護する責任」に関する国連総会全体会合における言説を分析し、ASEAN加盟国は強制介入を正当化しないように「保護する責任」概念を修正する一方で、他国の人道危機に対する懸念表明、支援の申し出、そして外交圧力の適用さえ許容するように内政不干渉原則を緩和しつつあると論じている [Bellamy

and Drummond 2011: 180]。

これに対して、カピーは二つの理由から現地化の進展を否定している。一つは、東南アジアに「保護する責任」概念を普及してきたのは外部アクターであり、現地の支持者が存在しない。もう一つは、「保護する責任」の支持者は同概念の非強制的・予防的な側面を強調してきたが、ASEAN加盟国の多くは主権に対する潜在的な脅威とみなしており、重要な側面を内面化していないという理由である [Capie 2012: 76]。

先行研究の議論を俯瞰すると、ASEAN加盟国の多くが「保護する責任」の非強制的な側面を部分的に支持しており、概念全体を積極的に支持する国家は存在しないという点で意見の一致がみられる。しかしながら、ASEAN加盟国による「保護する責任」の制度化の成否が十分に明らかにされていないため、規範が間主観的に受容されたかどうかを判断することができないという欠点がある。

3 2010年以降のASEAN加盟国の受容状況

本節では、先行研究でまだ十分に議論されていない2010年以降に焦点を当て、「保護する責任」概念の受容状況について考察する。ホフマン (Gregor P. Hofmann) は、「保護する責任」概念の受容度を測る指標として、言説の特徴や制度的変化などに着目する必要性を指摘している [Hofmann 2015: 3-5]。そこで、本節では2010年以降のASEAN加盟国の公式声明を分析し、言説の特徴を明らかにする。本稿では、支持国、部分的支持国、懐疑国、傍観国、の四

つの類型を用いて各国の立場を分類する。ベラミーとデービスの既存の類型を用いない理由は、各国がどの柱を支持しているかを分類の基準に設定することで、潘事務総長の説得をどの程度受け入れているかを示すためである。

本稿で定義する支持国とは、三つの柱すべてに明確な支持を示した国家。部分的支持国とは、第1の柱と第2の柱を明確に支持した一方で、第3の柱には慎重な国家。懐疑国とは懸念事項を理由に「保護する責任」の実施に否定的な国家。最後に、傍観国とは「保護する責任」に関する発言のない国家とそれぞれ定義する。加えて、戦略的理由による規範の表面的な受け入れでないかを確認するために⁽¹⁵⁾、各国が「保護する責任」をどのように制度化してきたかを明らかにする。表1は、この類型に従いASEAN加盟国の立場と見解を整理したものである。

3-1 支持国

第1の支持国は東南アジアにおける民主化の優等生といわれるインドネシアである。インドネシア代表は、2009年の全体会合において、事務総長報告書が2005年の合意に依拠していることを高く評価し、「三つの柱に反対はしない」という控えめな表現を用いたが [Natalegawa 2009]、2010年以降は三つの柱すべてに明確な支持を表明している。ただし、インドネシアは事前の予防が最も重要であるとして、グッドガバナンス、民主主義、法の支配を強化するための国際支援の必要性を一貫して強調してきた [Natalegawa 2013; Khan 2014]。インドネシア代表は、国内で実施してきた予防の取り組みとして、1999年の人権法制定、国家人権委員会の設

置、コミュニティのレジリエンス構築などに言及している [Anshor 2015: paras.9-12]。したがって、インドネシアが「保護する責任」の予防的側面を重視する背景には、国内の民主化の進展や人権の取り組みがあると考えられる。加えて、インドネシア代表は「事務総長報告書が指摘するように、保護する責任を強化するために地域機構がより大きな役割を果たすべきであ

る」と述べた上で、これまでの取り組みとして ASEAN 憲章の締結、AICHR の設立、ASEAN と国連の共催で開催した紛争予防に関するワークショップなどを挙げている [Anshor 2015: para.15]。

シンガポールは「保護する責任」を推進する国家の非公式ネットワーク「保護する責任の友好国グループ」(Group of Friends of R2P) に

表1 「保護する責任」に関するASEAN加盟国の立場と見解 (2010～2015年)

類型	ASEAN加盟国	第1の柱 国家による保護責任	第2の柱 国際支援と能力構築	第3の柱 時宜に適う断固とした対応
支持国	インドネシア	○ ・第1の柱と第2の柱の予防が鍵 ・人権擁護やグッドガバナンスの強化が重要 ・ASEANの役割に言及	○	○ ・拒否権行使の制限を要求
	シンガポール	○ ・第1の柱と第2の柱の責任は人権などに関する既存の国際的義務のなかで明記されているため、第3の柱が「保護する責任」の核心	○	○ ・拒否権行使の制限を要求 ・選択性と二重基準の問題に取り組む必要性
部分的 支持国	カンボジア	○	○ ・ASEANの役割に言及	—
	タイ	○ ・法の支配やグッドガバナンスといった政策と構造的要因が重要 ・人権の促進と擁護は効果的な予防手段	○ ・受け入れ側政府の同意と建設的関与に基づく必要性 ・価値の押し付けや内政干渉の口実にしてはならない ・ASEANの役割に言及	△ ・開かれた徹底的な議論が必要 ・拒否権行使の制限を要求
	フィリピン	○	○	△ ・拒否権行使の制限を要求
	ベトナム	○	○	—
懐疑国	マレーシア	○	△ ・内政干渉への懸念 ・人権問題への適用に反対 ・国家が責任を果たすことに失敗した場合のみ適用可	△ ・選択的介入や二重基準の問題に取り組む必要性
	ミャンマー	○	△ ・当該国の同意または政府や人々の要請が必要	× ・国連憲章の原則を損なう ・状況をさらに悪化させ、逆効果になる可能性がある
傍観国	ラオス	—	—	—
	ブルネイ	—	—	—

* 明確に賛成した場合は○ (賛成した上で懸念事項に言及した場合も含む)。賛成・反対を表明せず懸念事項に言及した場合は△。明確に反対した場合は×。直接的な言及がない場合は—とする。

出典：筆者作成

2009年の設立時から参加している⁽¹⁶⁾。シンガポールは第3の柱を含めた「保護する責任」概念全体の支持国ではあるが、軍事介入の意思決定機関である安保理の機能改善を一貫して主張してきた。シンガポール代表は、他の二つの柱ではなく第3の柱こそが「保護する責任」の核心であると発言しており、第3の柱にはあまり言及せず、第1の柱と第2の柱を支持してきた他のASEAN加盟国とは対照的である [Chua 2012; paras.3-5]。ただし、第3の柱を無批判に支持するのではなく、「保護する責任」の対象事態が生じた際の常任理事国による拒否権行使の制限を強く主張している。これはシンガポールを構成国とする、安保理の作業方法の改善に取り組んできた「スモール・ファイブ」(small five)⁽¹⁷⁾が提案してきた主張の一つである。また、二重基準や選択性の問題を非難されないように「保護する責任」を一貫して実施しなければならないという潘事務総長の指摘を引用した上で、同概念が国際規範として確立するためには国益に左右されてはならないと指摘している [Chua 2012; para.13]。加えて、国内の取り組みとしては、法の支配に基づくグッドガバナンスや平等な経済的機会の提供に加えて、社会的緊張に対する政府の介入の必要性に言及している [Tan 2013]。

3-2 部分的支持国

部分的支持国に該当するのは、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナムの4カ国である。フン・セン (Hun Sen) 首相と人民党による独裁色の強いカンボジアは「保護する責任」に関する発言を控え、非公式対話にも参加してこなかった。しかしながら、2015年2月にプノンペ

ンで開かれた「保護する責任」の承認10周年を記念する国際カンファレンス⁽¹⁸⁾の開会演説において、フン・セン首相は「保護する責任」概念への明確な支持と、同概念を促進する主導的役割を担うことを宣言した [Hun Sen 2015]。

フン・セン首相は、最初にカンボジアが過去の大量虐殺への対処において大きな功績を残してきたことを強調した上で、「保護する責任」に関連する取り組みとして、カンボジア特別法廷の設置、国際刑事裁判所に関するローマ規定の批准、PKOへの参加などに言及した。続いて、ASEANの文脈に沿った「保護する責任」の実施に関する提案として、AICHRや「ASEAN平和・和解機構」などの既存のメカニズムのなかで同概念を主流化させることや、既存の価値や規範に沿って同概念を実施するために、ASEANが利害関係者との対話を継続することなどを提案した。加えて、自国が取り組むべき課題として次の五つを提示した。第1に、ASEAN加盟国がローマ規定に署名、批准するように奨励する。第2に、「保護する責任」を主流化するために大量虐殺の予防に関する地域対話を開始する。第3に、大量虐殺の予防に関する教育と訓練を実施するASEANの拠点として機能する。第4に、「保護する責任」を推進するASEAN・国連パートナーシップのための調整者となる⁽¹⁹⁾。第5に、東南アジアで初の試みとなる国内の「保護する責任」担当官を設置し、ASEANの担当官ネットワークの構築を主導するというものである。

カンファレンスに参加した「カンボジア平和協力研究所」(CICP)主任研究員のソバチャナ (Pou Sovachana) は、カンボジアが「保護する責任」の支持国として大量虐殺の予防を優先課

題に位置づけた二つの理由を述べている。それは、過去の大量虐殺に対処してきた国家のアイデンティティと、「保護する責任」の支持国としてカンボジアの国際的な評価を高めることの二つである⁽²⁰⁾。後者については、人権弾圧などを理由にフン・セン首相が国際社会から非難されていた経緯があり、人権擁護に関わる「保護する責任」を積極的に支持する姿勢を示すことで、国際社会からの非難を払拭しようとする側面を指摘できる⁽²¹⁾。フン・セン首相の提案は、「保護する責任」の第1の柱と第2の柱のみを制度化するように同概念に修正を加えるものであり、アチャリアの現地化の条件に該当する [Acharya 2009: 18]。

フン・セン首相の演説を受け、2016年8月に「保護する責任」と虐殺予防に関する初の国家対話が開催され、2016年10月にカンボジア政府は元駐日カンボジア大使であるソティラック (Pou Sothirak) CICP所長を「保護する責任」担当官に任命した。加えて2016年12月には、政府、議員、市民社会組織、アカデミア、メディアといった多様なアクターから成る「保護する責任フレンズ・カンボジア」(Friends of R2P-Cambodia) という「保護する責任」を推進するためのカンボジア国内のネットワーク組織が公式に設立した。

タイ代表は「大量虐殺の予防は差し迫った安全保障の領域を超えて、人権や持続可能な開発といった課題を含むより広範な文脈において考慮されなければならない」と発言しており、「保護する責任」を広義に議論すべきであるという特徴的な立場である [Bamrungphong 2013: para.7]。加えて、国家が大量虐殺を予防するためには、法の支配、グッドガバナンス、

政治改革、経済開発、人権問題への取り組みが重要であり、また国内・地域レベルでの早期警報メカニズムの確立が効果的であると述べる [Bamrungphong 2013: para.2]。第2の柱の能力構築に関しては、「普遍的・定期的審査」(Universal Periodic Review) といった国連人権理事会の人権メカニズムの活用や、紛争予防における女性のエンパワーメントなどの重要性を指摘し、地域機構と国連が能力構築プログラムを開発すべきであると主張している [Sinhaseni 2014: paras.4-8]。ただし、国際支援は受け入れ国の同意と建設的関与に基づくべきであり、価値観の押し付けや内政干渉の口実にはならないという [Sinhaseni 2014: para.9]。

他のASEAN加盟国に比べるとフィリピンは特徴的な発言をしてこなかったが、「保護する責任」の第1の柱と第2の柱への支持を示した上で、「残虐犯罪を予防する我々の集団的な義務は国連憲章の範囲外の方法や手段を許容するものではない」と繰り返し強調している [Yparraguirre 2015: para.9]。また、非公式対話に一度しか参加していないベトナムは、国家は残虐犯罪から自国民を保護する責任があり、またこの責任が国際法の基本原則、特に主権平等や国家の政治的独立と一致することに賛成すると発言している [Quang 2012: para.3]。

3-3 懐疑国

先行研究で「傍観国」に分類されたマレーシアは、2010年以降ASEAN加盟国のなかで最も多く非公式対話に参加し、「保護する責任」に関する議論に積極的に貢献している。ただし、マレーシアは「保護する責任」概念を広義に解釈することに反対し、より懐疑的な態度を示し

ている。また、同概念を国際規範として受け入れるにはさらなる議論と共通理解が必要であり、実施を急ぐべきではないと述べている [Haniff 2012; 2013; 2014]。さらに、マレーシアは第3の柱だけでなく第2の柱にも強い懸念を示している点が特徴的である。マレーシア代表は三つの柱すべての「自由な適用」に繰り返し反対しており、特に第2の柱では国家が人々の保護に失敗した場合のみに適用されることが明記されておらず、内政干渉を暗示していると指摘する [Haniff 2014: para.5]。加えて、人権侵害が「保護する責任」に関連する四つの犯罪に発展するという考えは不適切であり、人権問題に対する国連憲章第7章下の対応措置を許容する可能性があるとは批判している [Haniff 2013: para.6]。これは大量虐殺の予防のために人権問題に取り組む必要性を主張したインドネシアやタイの立場と対照的である。第3の柱については、パレスチナ問題に「保護する責任」が適用されないことを繰り返し批判し、選択性や二重基準の問題に取り組むべきであると主張している [Haniff 2012; 2013]。一方で、非強制的な手段による予防には支持を示しており [Haniff 2012; Mayong 2015]、自国の国際支援の取り組みとして、「マレーシア技術協力プログラム」や平和構築委員会への参加といった支援実績を強調している [Haniff 2014: paras.8-9]。

ミャンマーは2010年以降「上からの民主化」を進めてきた一方で、ロヒンギャに対する迫害が人道に対する罪に該当するとして人権NGOや国連人権状況特別報告者から厳しく非難されてきた。2009年の全体会合では、ミャンマーは「保護する責任」を批判せず、国連総会を議論の場とする潘事務総長の提案を評価した

が、2010年以降はより懐疑的な態度を示すようになってきている。ミャンマー代表は残虐犯罪から「人々を保護する集団責任という考えに異議を唱えることは困難である」と一定の理解を示す一方で、強制介入に明確に反対している点が特徴的である [Tin 2015: para.3]。また、国連総会において全会一致の合意を得られない限り、「保護する責任」を実施に移すべきではないとも発言している [Tin 2014: para.11]。ミャンマー代表は、第1の柱への支持を示した一方で、第2の柱の国際支援は被援助国の同意や政府・人々の要請を必要とすると述べている [Tin 2015: para.4, 8]。加えて、第3の柱は「最終的に文民保護の名目で主権国家に対する武力介入を目論んでいる。これは国連憲章や既存の国際法の基本原則を損なう」と批判している [Tin 2015: para.5]。

3-4 受容状況に関する考察

2010年以降の言説を俯瞰すると、ASEAN加盟国全体として「保護する責任」概念の支持が高まっていると指摘できる。先行研究では、ASEAN加盟国には「保護する責任」の積極的な支持者が存在しないとされてきたが、インドネシアやシンガポールは三つの柱すべてに支持を示しており、またカンボジアが「保護する責任」を推進すると宣言し、実際に国内の「保護する責任」担当官を設置するという顕著な変化もみられた。

かつては「アジア的価値」を隠れ蓑に権威主義体制（開発独裁）の下で人権侵害を正当化してきたが、現在は傍観国を除くすべてのASEAN加盟国が「責任としての主権」概念に基づく第1の柱に支持を示している。ASEAN

加盟国の多くは、第1の柱に関する国内の様々な取り組みに言及し、保護する責任を果たしていると発言している。ただし、結局のところ第1の柱は各国の政治的意思の問題であり、制度化の状況には格差が存在する。

東南アジアで深刻な人道危機が生じた際に、ASEANが第3の柱の強制介入を実施することは困難であるため、多くのASEAN加盟国が支持を示した第2の柱に基づく地域協力が鍵となる。カンボジア、インドネシア、タイの3カ国は「保護する責任」に関するASEANの役割にも言及するようになっており、同概念に基づく地域協力の推進に期待が寄せられる。しかしながら、現時点ではASEANの新しい地域協力は進展していない。「保護する責任」の承認からすでに10年が経過したが、ASEAN加盟国は新たな制度化を果たしておらず、表面的な受け入れにとどまっている状況である。

おわりに

潘事務総長の就任以降、ASEAN加盟国の多くが「保護する責任」に関する議論に積極的に参加するようになり、少なくとも公式声明上の支持は全体的に高まっている。シンガポールが「保護する責任」の核心は第3の柱であると指摘したように、中東やアフリカにおける深刻な人道危機を考慮すれば、すでに起きてしまった事態に国際社会がいかに対応するかが重要である。しかしながら、東南アジアでは第3の柱の対応ではなく、むしろASEAN加盟国の多くが支持している第2の柱を中心に、人権やグッドガバナンスのための能力構築、早期警報メカニズムの導入、「保護する責任」に関する地域協

議の開催などを実現することが建設的である。これらの地域協力を推進するためには、「保護する責任」の促進を自らに課したカンボジアが積極的に活動することが期待される。ただし、東南アジアにありがちな口約束で終わる可能性も十分にあり得るため、ASEANの文脈に沿った「保護する責任」の制度化に向けて、東南アジア域内の市民社会ネットワークをはじめ多様なアクターが圧力を加えていく必要がある。

本論文では、ASEAN加盟国を対象に「保護する責任」の受容状況について考察したが、ASEANにおける制度化の現状や課題が固有の現象であるか、あるいはより普遍的な現象として観察されるかは他の地域機構との比較研究によって明らかになる。したがって、他の地域機構と加盟国を対象とした「保護する責任」の受容や制度化についての検証は今後の研究課題としたい。

[投稿受理日2016.5.30/掲載決定日2016.10.29]

注

- (1) 本稿では、規範を「一定のアイデンティティを共有するアクターにとっての適切な行動の基準」という意味で使用する [Finnemore and Sikkink 1998: 891]。
- (2) 本稿では、「保護する責任」を定着した規範ではなく規範形成が試みられている「規範的概念（規範的主張を含むアイデア）」として扱う。この定義については、[政所 2009: 223] を参照。
- (3) 各国が政府内に設置する「保護する責任」担当官とは、国家間の担当官ネットワークを構築して同概念を実施するための政府間協力に取り組む高官である。「保護する責任」担当官構想は、2010年9月にデンマークとガーナがGCR2Pとの共同で立ち上げたものであり、現在はコスタリカとオーストラリアが中心メンバーに加わっている。2015年8月に開催された第5回年次会合には、50カ国の「保護する責任」担当官が参加した。

- (4) 規範の編集に関する議論は、[栗栖 2005] を参照。
- (5) 2011年までの変遷を整理した論文として、[清水 2012] を参照。
- (6) ウェルシュ (Jennifer M. Welsh) は、人道的介入を「大規模な人権侵害への対応または人的被災の拡大防止を目的とした、安保理の承認の有無を問わない、武力行使を伴う強制的な内政干渉」と定義している [Welsh 2008: 535]。
- (7) 「責任としての主権」概念については、[Deng 1996] を参照。
- (8) 『成果文書』作成過程における外交交渉については [Bellamy 2009] を、『ICISS報告書』と『成果文書』の差異については [Bellamy 2011] をそれぞれ参照。
- (9) 憲法による保護、民主的選挙、権力の分散および分有、残虐犯罪の違法化、効果的な治安部門改革、ならびに法の支配、民主主義の原理と価値、アカウンタビリティに基づくグッドガバナンスの確立などを意味する [UNGA 2013: paras.35-48]。
- (10) 人権組織の設立、市民社会の自由でオープンな活動の許容、メディアの独立性の保障、差別、反感、暴力を扇動する表現の規制などを意味する [UNGA 2013: paras.49-55]。
- (11) 「保護する責任」担当官の設置以外には、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、その他のあらゆる差別に対する予防および処罰に関する国家委員会の設立、効果的な早期警報の確立、過去の残虐犯罪の記憶の継承などを挙げている [UNGA 2013: paras.56-64]。
- (12) 国際アクターが人権・人道規範の普及および啓発、ならびに対話および予防外交を通じて、国家が責任を果たすように奨励すること [UNGA 2014: paras.29-38]。
- (13) 国際支援が目標とする二つの能力—効果的かつ正当な包括的ガバナンスと残虐犯罪の抑制機能—を構築すること [UNGA 2014: paras.39-58]。
- (14) 危機が切迫したまたは進行中の状況において、武器禁輸などによる残虐犯罪の手段の制限、文民組織による支援、および平和維持や安定化のための支援を行うこと [UNGA 2014: paras.59-69]。
- (15) この点を議論したものとして、[Risse and Sikkink 1999] を参照。
- (16) 「保護する責任の友好国グループ」とは、イギリス、オランダ、ルワンダが共同代表を務める「保護する責任」を推進する国家の非公式ネットワークであり、2016年1月時点で50カ国が参加している。
- (17) 「スモール・ファイブ」とは、コスタリカ、シンガポール、スイス、リヒテンシュタイン、ヨルダンの5カ国から構成されるグループであり、安保理改革に関する提言を積極的に行っており、また常任理事国は「保護する責任」の対象事態では拒否権行使を控えるべきであるとの立場を取っている。
- (18) カンファレンスは「保護する責任の10年—アジア太平洋における進歩、課題、そして好機」と題され、「保護する責任のためのアジア太平洋センター」(APR2P) が、「カンボジア平和協力研究所」(CICP)、スタンレー財団、「保護する責任のためのグローバルセンター」(GCR2P)、「保護する責任のための国際NGO連合」(ICR2P) との共催で開催したものである。
- (19) 具体的には、大量虐殺のリスク要因に対処するための早期警報などの、国内と地域のメカニズム構築のための訓練コースやプログラムの開発を挙げている。
- (20) ソバチャナ主任研究員とのテレビ電話インタビュー (東京、2016年4月28日実施)。
- (21) カンファレンスから1年前の同日、かつてオーストラリア外相として国連のカンボジア暫定統治を提案し、またICISSの共同代表を務めたガレス・エヴァンス (Gareth Evans) は、『プロジェクト・シンディケート』紙において、政治的暴力、人権侵害、腐敗などを理由にフン・セン首相を痛烈に非難し、国際社会による制裁を主張していた [Evans 2014]。

参考文献

- Acharya, Amitav, 2009. *Whose Ideas Matter?: Agency and Power in Asian Regionalism*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Anshor, Muhammad, 2015. *Statement H.E. Mr. Mubammad Anshor Charge D'affairs Ad Interim Permanent Mission of the Republic of Indonesia to the United Nations at the Informal Interactive Dialogue on the Responsibility of States to Protect their Populations by Preventing Genocide, War Crimes, Ethnic Cleaning, and Crimes Against Humanity* (8 September). <http://statements.unmeetings.org/media2/7651134/indonesia.pdf> (以下、URLはすべて2016年5月28日閲覧)。

- Bamrungphong, Chayapan, 2013. *Statement by His Excellency Mr. Chayapan Bamrungphong Ambassador and Deputy Permanent Representative of Thailand to the United Nations Thailand's Intervention at Informal Interactive dialogue on Responsibility of States to Protect Their Populations by Preventing Genocide, War Crimes, Ethnic Cleansing and Crimes Against Humanity through Appropriate and Necessary Means* (11 September). [http://responsibilitytoprotect.org/Thailand% 2013.pdf](http://responsibilitytoprotect.org/Thailand%2013.pdf)
- Bellamy, Alex J., 2009. *Responsibility to Protect*, Cambridge: Polity Press.
- , 2011. *Global Politics and the Responsibility to Protect: From Words to Deeds*, London and New York: Routledge.
- Bellamy, Alex J. and Catherine Drummond, 2011. "The Responsibility to Protect in Southeast Asia: Between Non-interference and Sovereignty as Responsibility," *The Pacific Review*, 24-2, pp. 179-200.
- Bellamy, Alex J. and Sara E. Davies, 2009. "The Responsibility to Protect in the Asia-Pacific Region," *Security Dialogue*, 40-6, pp. 547-574.
- Capie, David, 2012. "The Responsibility to Protect Norm in Southeast Asia: Framing, Resistance and the Localization Myth," *The Pacific Review*, 25-1, pp. 75-93.
- Chandler, David, 2015, "The R2P Is Dead, Long Live the R2P: The Successful Separation of Military Intervention from the Responsibility to Protect," *International Peacekeeping*, 22-1, pp. 1-5.
- Chua, Albert, 2012. *Statement by Ambassador Albert Chua, Permanent Representative of Singapore to the United Nations, at the Informal Interactive Dialogue on the Responsibility to Protect (R2P)* (5 September). http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/overseasmission/newyork/nyemb_statements/plenary/2012/201209/press_20120905.html
- Deng, Francis M., Sadikiel Kimaro, Terrence Lyons, Donald Rothchild, and I. William Zartman eds., 1996. *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*, Washington, DC: Brookings Institution Press.
- Drummond, Catherine, 2011. "The ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights (AICHR) and the Responsibility to Protect (R2P) : Opportunities and Constraints," *Working Paper on ASEAN and R2P No.2*, St Lucia: Asia Pacific Centre for the Responsibility to Protect (APR2P).
- Dunn, Lauren, Peter Nyers, and Richard Stabbs, 2010. "Western Interventionism Versus East Asian Non-Interference: Competing 'Global' Norms in the Asian Century," *The Pacific Review*, 23-3, pp. 295-312.
- Evans, Gareth, 2008. *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All*, Washington, DC: Brookings Institution Press.
- , 2014. "Cambodia's Violent Peace," *Project Syndicate* (26 February). <https://www.project-syndicate.org/print/gareth-evans-examines-the-causes-of-ongoing-political-violence-since-the-1991-paris-peace-agreements>
- Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink, 1998. "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, 52-4, pp. 887-917.
- Haniff, Hussein, 2012. *Statement by H.E. Ambassador Hussein Haniff, Permanent Representative of Malaysia to the United Nations on 'Responsibility to Protect' at the Interactive Dialogue at CR4 (NLB) of the United Nations* (5 September). https://www.un.int/malaysia/sites/www.un.int/files/Malaysia/2015-Statements-Security-Council/66unga91_rtp.pdf
- , 2013. *Statement by H.E. Ambassador Hussein Haniff, Permanent Representative of Malaysia to the United Nations on 'Responsibility to Protect' at the Interactive Dialogue of the General Assembly of the United Nations* (11 September). https://www.un.int/malaysia/sites/www.un.int/files/Malaysia/67th_session/2013-09-11_statement_on_r2p.pdf
- , 2014. *Statement by H.E. Ambassador Hussein Haniff, Permanent Representative of Malaysia to the United Nations on 'Responsibility to Protect' at the Interactive Dialogue of the General Assembly of the United Nations* (8 September). <http://statements.unmeetings.org/media2/4493828/malaysia.pdf>
- High-Level Advisory Panel on the Responsibility to Protect in Southeast Asia (HLAP), 2014. *Mainstreaming the Responsibility to Protect in Southeast Asia: Pathway Towards a Caring ASEAN Community*, New York: UN.
- Hofmann, Gregor P., 2015. "Ten Years R2P - What Doesn't Kill a Norm Only Makes It Stronger:

- Contestation, Application and Institutionalization of International Atrocity Prevention and Response,” *PRIF Report No. 133*, Frankfurt: Peace Research Institute Frankfurt.
- Hun Sen, 2015. *Address by Samdech Akka Moha Sena Padei Techo Hun Sen Prime Minister of the Kingdom of Cambodia at the International Conference on the Responsibility to Protect at 10: Progress, Challenges and Opportunities in Asia Pacific under the theme on “Cambodia Takes the Leading Role in the Prevention of Genocide in ASEAN”* (26 February). <http://www.r2pasiapacific.org/docs/R2P%20at%2010%20Conference/Samdech%20Hun%20Sen%20Key%20Note%20Address%20R2P.pdf>
- International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), 2001. *The Responsibility to Protect*, Ottawa: International Development Research Centre, 2001.
- Katanyuu, Ruukun, 2006. “Beyond Non-Interference in ASEAN: The Association’s Role in Myanmar’s National Reconciliation and Democratization,” *Asian Survey*, 46-6, pp. 825-845.
- Katsumata, Hiro, 2004. “Why is ASEAN Diplomacy Changing? From ‘Non-Interference’ to ‘Open and Frank Discussions,’” *Asian Survey*, 44-2, pp. 237-254.
- Khan, Yusra, 2014. *Statement by Deputy Permanent Representative of the Republic of Indonesia to the United Nations at the Informal Interactive Dialogue on the Report of the Secretary General on “Fulfilling our Collective Responsibility: International Assistance and the Responsibility to Protect”* (8 September). <http://www.responsibilitytoprotect.org/Indonesia.pdf>
- Kraft, Herman, 2012. “RtoP by Increments: The AICHR and Localizing the Responsibility to Protect in Southeast Asia,” *The Pacific Review*, 25-1, pp. 27-49.
- Madokoro, Daisuke, 2015. “How the United Nations Secretary-General Promotes International Norms,” *Global Responsibility to Protect*, 7-1, pp. 31-55.
- Morada, Noel M., 2006. “R2P Roadmap in Southeast Asia: Challenges and Prospects,” *UNISCI Discussion Papers No.11*, pp. 59-70.
- Morris, Justin, 2016, “The Responsibility to Protect and the Use of Force: Remaking the Procrustean Bed?,” *Cooperation and Conflict*, 51-2, pp. 200-216.
- Mayong, Kennedy, 2015. *Statement of Malaysia, Informal Interactive Dialogue on R2P (Transcription)* (8 September). <http://www.globalr2p.org/media/files/malaysia-1.pdf>
- Natalegawa, Marty M., 2009. A/63/PV.97, pp. 7-8.
- , 2013. *Statement of Indonesia Unofficial Transcription from Webcast* (11 September). <http://responsibilitytoprotect.org/Indonesia%2013.pdf>
- Paris, Roland, 2014, “The ‘Responsibility to Protect’ and the Structural Problems of Preventive Humanitarian Intervention,” *International Peacekeeping*, 21-5, pp. 569-603.
- Quang, Pham Vinh, 2012. *Statement by Ambassador Pham Vinh Quang, Deputy Permanent Representative of the Socialist Republic of Viet Nam at the General Assembly Intractive Dialogue on Responsibility to Protect* (5 September). <http://responsibilitytoprotect.org/Vietnam.pdf>
- Risse, Tomas and Kathryn Sikkink, 1999. “The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practices: Introduction,” in Tomas Risse, Stephen Roppe, and Kathryn Sikkink eds., *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 1-38.
- Sinhaseni, Norachit, 2014. *Statement by His Excellency Mr. Norachit Sinhaseni Ambassador and Permanent Representative of Thailand to the United Nations Intervention by Thailand at the UNGA informal interactive dialogue on the Report of the SG on R2P: Fulfilling our Collective Responsibility: International Assistance and the R2P* (8 September). <http://www.thaiembassy.org/unmissionnewyork/en/news/3290/54118-Intervention-by-Thailand-at-the-UNGA-informal-inte.html>
- Sriprapha Petcharamesree, 2016, “ASEAN Human Rights Regime and Mainstreaming the Responsibility to Protect: Challenges and Prospects,” *Global Responsibility to Protect*, 8, pp. 133-157.
- Sukuma, Rizal, 2012. “The ASEAN Political and Security Community (APSC): Opportunities and Constraints for the R2P in Southeast Asia,” *The Pacific Review*, 25-1, pp. 135-152.
- Tan, Karen, 2013. *Statement by Ambassador Karen Tan, Permanent Representative of Singapore to the United Nations, at the Informal Interactive Dialogue of the General Assembly on the Responsibility to Protect* (11 September).

- http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/overseasmission/newyork/nyemb_statements/plenary/2013/201309/press_20130911.html
- Tin, Kyaw, 2014. *Intervention by His Excellency Mr. Kyaw Tin, Permanent Representative of the Republic of the Union of Myanmar to the United Nations at the General Assembly Informal Interactive Dialogue on the Report of the Secretary General on the Responsibility to Protect* (8 September). <http://statements.unmeetings.org/media2/4493842/myanmar.pdf>
- , 2015. *Statement by H.E. U Kyaw Tin Permanent Representative of the Republic of the Union of Myanmar to the United Nations at the Informal dialogue on the Responsibility of States to Protect their Populations by Preventing Genocide, War Crimes, Ethnic Cleansing and Crimes Against Humanity* (8 September). http://www.mmnewyork.org/images/pdf/2015/PR_Statements_at_UN/Informal_dialogue_on_R2P_8_Sept_2015.pdf
- UNGA, 2005. *2005 World Summit Outcome, A/RES/60/1*.
- , 2009. *Implementing the Responsibility to Protect*, Report of the Secretary-General, A/63/677.
- , 2012. *Responsibility to Protect: Timely and Decisive Response*, Report of the Secretary-General, A/66/874-S/2012/578.
- , 2013. *Responsibility to Protect: States Responsibility and Prevention*, Report of the Secretary-General, A/67/929-S/2013/399.
- , 2014. *Fulfilling Our Collective Responsibility: International Assistance and the Responsibility to Protect*, Report of the Secretary-General, A/68/947-S/2014/449.
- Welsh, Jennifer M., 2008. "The Security Council and Humanitarian Intervention," in Vaughan Lowe, Adam Roberts, Jennifer M. Welsh, and Dominik Zaum eds., *The United Nations Security Council and War*, Oxford: Oxford University Press, pp. 535-562.
- , 2011. "Civilian Protection in Libya: Putting Coercion and Controversy Back into RtoP," *Ethics and International Affairs*, 25-3, pp. 255-262.
- Yparraguirre, Lourdes O., 2015. *Responsibility to Protect: 7th Annual Interactive Dialogue on the Secretary-General's Report* (8 September). <http://www.globalr2p.org/media/files/philippines-1.pdf>
- 栗栖薫子, 2005. 「人間の安全保障『規範』の形成とグローバル・ガヴァナンス——規範複合化の視点から」『国際政治』第142号, 76-91頁。
- 清水奈名子, 2012. 「『保護する責任』と国連システム——普遍的な規範形成とその実施をめぐる諸問題」『国際安全保障』第40巻2号, 24-39頁。
- , 2014. 「『人間の安全保障』の危機と『保護する責任』」吉川元, 首藤もと子, 六鹿茂夫, 望月康恵編『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社, 286-298頁。
- 本多美樹, 2012. 「『グローバル・イシュー』としての人権とアジア——新たな国際規範をめぐる国際社会との確執に着目して」浦田秀次郎・金ゼン編『グローバルリゼーションとアジア地域統合』勁草書房, 287-305頁。
- 政所大輔, 2009. 「『保護する責任』概念の形成——規範起業家の役割と規範的環境の作用」『国際公共政策研究』第14巻1号, 221-235頁。
- 山田満, 2016. 「ASEANをめぐる地域の平和環境の展望」トラン・ヴァン・トゥ編『ASEAN経済新時代と日本——各国経済と地域の新展開』文眞堂, 343-363頁。